

千葉県告示第33号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第115条の15第2項、及び第115条45の第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、及び指定事業者の廃止の届出がありましたので、同法第78条、第78条の11、第85条、及び第115条の10、並びに千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第10条第1項の規定により告示します。

令和5年1月16日

千葉市長 神谷俊一

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所（施設）の所在地	サービスの種類	廃止年月日
合同会社ことは	居宅介護支援事業所 きなせや	千葉県若葉区都賀の台 4-5-10-103	居宅介護支援	令和4年 12月31日
医療法人社団誠馨会	総泉病院通所リハビリテーションゆず	千葉県若葉区更科町 2592	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	令和4年 12月31日
株式会社ヤックスケアサービス	ヤックスヘルパーステーション稲毛海岸	千葉県美浜区高洲 1-16-20	訪問介護 訪問介護相当サービス	令和4年 12月31日
株式会社 a・g a i n	訪問看護ステーションたんぼぼ	千葉県緑区おゆみ野 3-23-12 山倉ビル 202号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和4年 12月31日
株式会社ミック・ジャパン	ミック健康の森真砂	千葉県美浜区真砂 5-21-6	地域密着型通所介護 通所介護相当サービス	令和4年 12月31日